

印鑑登録申請書

☐再登録

(宛先) 昭島市長

年 月 日

登録する印鑑

登録する人	住所	昭島市		
		建物名・部屋番号		
	氏名			
	生年月日	年 月 日	性別	男・女

私は、上記の印鑑を登録申請します。

窓口に来た方	本人	氏名	
	代理人	住所	
		氏名	

原則、本人が手続をしてください。疾病その他やむを得ない理由により、代理人が手続をする場合は、本人が自署、登録する印鑑で捺印した委任状が必要です。（裏面にあります。）

保証人	この登録申請者は、本人であることを保証します。	
	住 所	登 録 印
	氏 名	
	登録番号	

保証人の欄は、保証人を立てて申請する場合のみ記入してください。
※ 保証人を立てることで、登録する本人が官公庁発行の顔写真付き身分証明書をお持ちでない場合でも即日に登録することができます。

(注意事項)

- 1 太枠の中を記入してください。
- 2 印鑑は鮮明に押してください。

受付	担当		照会書発送	年 月 日
	運転免許証 運転経歴証明書 旅券 個人番号カード 障害者手帳等 在留カード等 ()		回答書期限	年 月 日
	保証人口頭確認		登 録	年 月 日
	登録番号		受 領 者 名	

※ この登録事項は、印鑑登録事務に必要なため、電子計算組織に記録されます。

第1号様式（裏）

（登録申請についての注意事項）

- 1 満15歳未満の者及び意思能力を有しない者は、登録することができません。
- 2 登録は、本人自ら申請してください。
 - （1） 証明書等の提示がある場合
官公署の発行した免許証、許可証又は身分証明書であつて、本人の写真（浮出しプレス、せん孔、公印等による証印のあるもの又は特殊加工を施してあるものに限る。）が貼付され、かつ、現に有効であるものの提示があつた場合は、即日に登録することができます。
 - （2） 証明書等の提示がない場合
郵送による本人照会の場合は、照会文書の発送の日から起算して30日以内に回答書を持参してください。
 - （3） 保証人を立てる場合
既に印鑑登録をしている者が保証人として登録してある印を押印及び署名することが必要です。昭島市以外に印鑑登録をしているときは、その印鑑登録証明書を添付してください。この場合は、即日に登録することができます。
- 3 本人が申請できない場合は、委任状が必要です。この場合は、本人に照会文書を発送しますので即日に登録することはできません。
- 4 次に掲げる印鑑は、登録することができません。
 - （1） 住民基本台帳（住民票）に登録されている氏名、氏、名、旧氏若しくは通称又は氏名、旧氏若しくは通称の一部を組み合わせた文字で表していないもの
 - （2） 職業、資格等他の事項を併せて表しているもの
 - （3） ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
 - （4） 印影の大きさが一辺の長さ8ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ25ミリメートルの正方形に収まらないもの
 - （5） 印影が不鮮明なもの又は文字の判読が困難なもの
 - （6） その他市長が登録を受けようとする印鑑として適当でないと認めたもの
例 ふちのないもの ふちの欠けているもの

代理人選任届

代理人 住 所 _____
氏 名 _____
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

私に係る印鑑登録申請につき上記の者を私の代理人に選任し、その権限を委任したので届け出ます。

年 _____ 月 _____ 日

住 所 昭島市 _____
氏 名 _____ 印
生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日

（宛先）昭島市長